

第3回議事概要(案)

1. 日 時 平成22年1月26日(火) 19:00-21:10
2. 場 所 武蔵野市公会堂 2階 第1、第2会議室
3. 出席者
委員(18名)
司会者
列席者 事務局 傍聴者 市内 名、市外 名
4. 資料一覧
 - ① 東京都提出資料
 - ② 武蔵野市提出資料
 - ③ 古谷委員提出資料

5. 議事

議事進行上の注意が述べられた後、新任の東京都都市整備局外環担当の野崎部長の自己紹介、挨拶があった。また、司会の井上氏の辞退以降の説明ののち、新司会者として渡邊氏が紹介され、未選定の副司会者選定について次回までに早急に行うこととした。

5.1. 前回議事録確認 以下のことを次回までに行うこととした。

- a. 議事概要には、提出資料リストを追加する。
- b. 話し合いの会開催通知の周知化について第3回会議の際の周知が不徹底であったことが指摘され、今後、武蔵野市を通してコミュニティ・センターとの協力を含め、各戸配布に努力することとした。
- c. 議事要旨の内容に、主な問題点、意見、質問、要望についての提案者側の対応についての確認事項を試行的に明記することとした。
- d. 第2回議事概要を含め、議事要旨についても議事録と同様に、あらかじめ参加者の確認を求めることとした。

5.2. 「東京の都市計画道路の概要と地上部街路の概要・経緯について」(資料1-4)について

香月委員から資料に関する説明があり、以下の質問応答があった。

- a. 平成18年11月の沿線区市の要望に対する提案者のその後の必要性の検討の状況について小林委員から質問があり、提案者は、これに関する必要性和影響(デメリット)についての作業内容について次回以降の会議で説明すると回答した。
- b. 黒木委員から以下の4点についての質問があった。

①「東京外かく環状道路の計画のたたき台」(平成13年4月の「全線地下式造式自動車専用道路とします」と明記してあることの意味、②「地上部街路についての基本的考え方」(平成17年1月)における『代替機能』の説明、③「高速道路の外環状高架方式から地上方式に都市計画変更した」(平成19年4月)における附属街路の機能が不能になったために計画廃止になった理由、④地域

課題(PD)検討会(第2回)(平成21年12月)の住民意見の記録は残さないとしたのに、それを意見として採録する理由

これに関連して、糸井委員から上記③の代替機能は、交通のみでなく、技術的、社会的、経済的機能まで」含むものかの質問があった。

これについて土屋委員の回答は以下の通りであった。

① このパンフレットは、地下構造のイメージを述べたもので、記述には「地下構造になる」と述べたもの、③は、東環道路以南は北側と車線数が異なり、宅地への出入りのために附属道路が計画されていた。高架がなくなれば、その目的はなくなるために廃止した。北側部分はそうでないので廃止できない。④については、地域課題検討会の前(第1回)の各グループごとの話では意見が出ているので紹介した。②の代替機能とは、道路ネットワークとの一部としての多様な機能と地域の街づくりに寄与することを目的としている。これらについて検証していく必要がある。

これに対して、小林委員から代替機能は交通機能でなければならぬとの意見が出され、糸井委員との間で意見交換があり、委員間の意見交換も本会議の重要な場であるとの確認があった。

c. 本計画の経緯に関して、上田裁判での主張、および、石原都知事の武蔵野市における地上部はトンネル化により迷惑はかけないとの発言についても経緯の一つであること、濱本委員から外環-2の路線名命名の法的根拠についての質問があった。

これについての土屋委員の回答は以下の通りであった。

開示可能な範囲ではすべてを答えられないが、昭和41年7月30日付の3つの告示では、都市高速道路外郭環状線関連のもの、環状六号線の外側の一般道路の見直しをしており、その中で外郭環状線の2についての位置づけをしており、これが審議会の審議のしるしである。特別委員会の議事内容は高速道路に関する審議が主体で外環の2についての記述はないのかもしれないので、再度確認して次回に回答する。名称については、多摩部の道路は数字で表し、23区内では放射、環状、補助のうち、環状道路の一部として分類され、外郭環状線の2という都市計画道路がつけられている。これに対して、濱本委員は、関連する都市審議会の書類には外環の2は一切なく、審議会では決定されていないのを見ているのでこの書類を提出してほしいと述べた。

d. 古谷委員から第2回会議における提出資料について次回会議において取り上げるようにとの要請があった。

e. 河田委員から、説明された資料6は、その経緯を具体的に示す参考データや資料がまったくないままのもので、このために、必要な審議が追加質問や追加資料提出の要求で遅延することが指摘され、審議に耐える資料の準備をすることの要求があった。これに関連し、西村委員から、次回に外環ジャーナル第4号の資料提出の要請があった。

これについて、審議に堪え、意見交換が可能となるデータを出すように努め、出せるものについては極力出すことを考えると香月委員から回答があった。外環ジャーナルについてはすでに公開されているので提出を用意することとした。

6. 事務局から本日の審議内容のまとめがあり、閉会となった。

7. 主なご意見

- ・開催周知について、コミセンで配布した案内チラシは少なすぎる。主催者の責任で配るべきだが、コミセンでも必要があれば協力することはできる。
- ・議事要旨には、持ち帰って検討する時間を明記すべきである。また、構成員の確認をしたうえで、公表すべき。
- ・議事録を作成するので、議事要旨は、事務局の責任で作成すればよいのではないか。
- ・地上部街路の必要性の検証はどの程度進んだのか。デメリットについても提示してほしい。
- ・代替機能を確保して都市計画を廃止とあるが、この代替機能とは何か。
- ・外環の2は、昭和41年にどこで審議され決定されたのか？ それがわかる資料を出してほしい。また、なぜ外環の2という名前がつけられたのか。
- ・交通機能以外の機能については、これまで住民には説明されてこなかった。

8. 確認された事項

- ・事務局は、開催を周知するチラシについては、市・コミセンと相談し、その方法の対応をとる。
- ・事務局は、第2回の議事録を含め、議事録(案)。議事要旨(案)を事前に構成員に送付して、確認する。

9. 次回以降に持ち越した事項

- ・副司会者について、引き続き調整を行う。
- ・提案者は、都市計画審議会や特別委員会の議事録について、関係する部分を拾い上げて示していく。